



税理士 山本 善通 氏

Question

償却資産

当組合は、共同購買事業を主事業として事業展開を行っています。当期において25万円の備品購入を行い、中小企業等の特例適用を受け即時償却を行いました。簿価1円となりましたが、この場合の償却資産の申告方法を教えてください。

Answer

【概要】

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

たとえば、会社や個人で工場や商店などを経営している場合や、駐車場やアパートなどを貸し付けている場合、農業や林業を営む場合などで、その事業のために用いることができる構築物・機械・工具・器具・備品等が対象となります。

組合が所在する市町村に、1月1日（賦課期日）現在の所有状況について、申告する必要があります。

組合が、従前より償却資産の申告をされている場合は、1年間の間の増加又は減少した償却資産をその年の1月31日までに申告することになります。

【中小企業者等の少額減価償却資産について】

固定資産税（償却資産）の取扱いでは、組合が購入した25万円の備品について即時償却をした場合でも取得価額として申告する必要があります。少額減価償却費等の償却資産の申告の関係は下図の通りとなりますので、参考して下さい。

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金 (必要経費) 算入	申告対象外			
個別の減価償却	申告対象	申告対象	申告対象	申告対象
3年一括償却	申告対象外	申告対象外		
中小企(事)業者等 特例		申告対象	申告対象	

【留意点】

1. 償却資産の課税は、取得価額の5%まで行われます。国税は備忘価額（1円）まで償却できますが、当該資産が除却等されるまで課税されますので、その場合は、減少の申告も忘れないようにして下さい。
2. 国、県等の補助金で圧縮記帳を行った場合においても、償却資産の取得価額は圧縮前の価額となりますので留意して下さい。

また、租税特別措置法により行った特別償却も同様ですので、併せて留意して下さい。